

# 北空知広域水道企業団情報公開条例施行規則

（平成13年12月25日 規則第2号）

改正 平成18年 3月24日規則第1号

改正 平成28年 3月23日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、企業長が管理する公文書の公開について、北空知広域水道企業団情報公開条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公文書公開請求書の提出）

第2条 条例第8条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとする者は、公文書公開請求書（別記様式第1号）を企業長に提出しなければならない。

（公文書公開等の決定通知）

第3条 条例第9条第1項及び第2項に規定する決定の通知は、公文書（公開・部分公開・非公開）決定通知書（別記様式第2号）又は公文書の公開請求拒否決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定により決定を延期する場合の通知は、公文書公開決定延期通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第4条 条例第10条第1項の規定により意見書を提出する機会を与える場合の書面及び同条第2項の書面は、公文書公開請求に関する意見照会書（別記様式第5号）及び公文書公開請求に関する意見書（別記様式第6号）とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を聴取することができる。

2 条例第10条第3項の書面は、公文書公開請求に対する決定通知書（別記様式第7号）とする。

（公文書公開の実施等）

第5条 条例第11条第2項に規定する電磁的記録の公開方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、企業長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、企業長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、企業長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、ひとつの結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスク等の記録媒体に複写したものの交付

2 条例第11条第2項の規定による文書、図面及び電磁的記録の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（審査請求に対する決定手続）

第6条 条例第13条第2項の規定による北空知広域水道企業団行政不服審査会への諮問は、公文書公開審査請求に関する諮問書（別記様式第8号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

3 条例第13条第5項の規定により準用される条例第10条第3項の書面は、審査請求に対する決定（裁決）に基づく公開に係る通知書（別記様式第10号）とする。

（検索資料）

第7条 条例第15条に規定する公文書の検索に必要な資料は公文書目録とする。

2 前項に規定する公文書目録は、事務局総務係に備え置くものとする。

（運用状況の報告及び公表）

第8条 条例第17条に規定する実施状況の公表は、年度ごとの請求件数、公開件数、非公開件数その他の事項について公表するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

<p>公 文 書 公 開 請 求 書</p> <p>年 月 日</p> <p>(実施機関) 様</p> <p>(請求者)</p> <p>氏名 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>電話 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>北空知広域水道企業団情報公開条例第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。</p>	
公文書の件名又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
担当係	事務局 係 電話 線
担当係への送付年月日	年 月 日
備考	

別記様式第2号（第3条第1項関係）

公文書（公開・部分公開・非公開）決定通知書 北空水 第 号 年 月 日 様 （実施機関） （印） 年 月 日に請求されました公文書の公開につきましては、次のとおり決定しましたので、北空知広域水道企業団情報公開条例第9条第1項の規定により通知します。	
公文書の件名又は内容	
決定区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
公開の日時	午前 年 月 日（ 曜日） 時 分 午後
公開の場所	
公文書の一部を非公開とした部分	
公文書の全部又は一部を非公開とした理由	北空知広域水道企業団情報公開条例第5条第1項第 号に該当
*公開が可能となる時期	年 月 日以降は公開することができますので、改めて請求してください。
問い合わせ先（担当係）	事務局 係 電話
備考	

- 1 公開又は部分公開を受ける際には、この通知書をお持ちください。当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当係へ連絡してください。
- 2 部分公開又は非公開の決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に（実施機関）に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、（実施機関）を被告として（訴訟において（実施機関）を代表する者は となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
- 3 \*印欄は、当該情報の公開等が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。

別記様式第3号（第3条第1項関係）

公文書の公開請求拒否決定通知書	
北空水 第 号 年 月 日	
様	
(実施機関) (印)	
<p>年 月 日に請求されました公文書の公開につきましては、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで公開を拒否することに決定しましたので、北空知広域水道企業団情報公開条例第9条第1項の規定により通知します。</p>	
公文書の件名又は内容	
存否を明らかにしない理由	
問い合わせ先 (担当係)	事務局 係 電話
備考	

注 この決定に決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に（実施機関）に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、（実施機関）を被告として（訴訟において（実施機関）を代表する者は となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第4号（第3条第2項関係）

公文書公開決定延期通知書	
北空水 第 号 年 月 日	
様	
(実施機関) (印)	
<p>年 月 日に請求されました公文書の公開につきましては、公開の諾否の決定を延期しましたので、北空知広域水道企業団情報公開条例第9条第3項の規定により通知します。</p>	
公文書の件名又は内容	
決定延期の理由	
情報公開条例第6条に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延期する期間	年 月 日から 年 月 日まで
問い合わせ先 (担当係)	事務局 係 電話
備考	

別記様式第5号（第4条第1項関係）

公文書公開請求に関する意見照会書 北空水 第 号 年 月 日 様 （実施機関） （印） 北空知広域水道企業団情報公開条例により公開請求された公文書に、あなたに関する情報が記録されていますので、お知らせいたします。 つきましては、当該公文書を公開するか否かの判断の参考とするため、別紙によりご回答くださいますようお願い申し上げます。	
公文書の件名又は内容	
あなたに関する情報の内容	
意見照会事項	
回答期限	年 月 日
問い合わせ先 （担当係）	事務局 係 電話
備考	

別記様式第6号（第4条第1項関係）

公文書公開請求に関する意見書 年 月 日 （実施機関） 様 （請求者） 氏名 _____ 住所 _____ 電話 _____ 連絡先 _____ 年 月 日に照会のあった公文書の公開に関する意見として、次のとおり回答します。	
公文書の件名又は内容	
公開についての意見	

別記様式第7号(第3条第4項関係)

公文書公開請求に対する決定通知書 北空水 第 号 年 月 日 様 (実施機関) (印) 年 月 日にご意見をいただきました、あなたに関する情報が記録されている公文書の公開につきましては、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。	
公文書の件名又は内容	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (理由)
公開の日時	午前 年 月 日( 曜日) 時 分 午後
公開の場所	
問い合わせ先 (担当係)	事務局 係 電話
備考	

別記様式第8号(第6条第1項関係)

公文書審査請求に関する諮問書 年 月 日 北空知広域水道企業団情報公開審査会 会長 様 (実施機関) (印) 年 月 日に請求のあった公文書の公開に関しての決定に対して、不服申立てがありましたので、北空知広域水道企業団情報公開条例第 1 3 条第 2 項の規定により諮問します。	
請求に係る公文書の名称	
当初における実施機関の決定の内容	
審査請求の受理の年月日	年 月 日
公開の場所	
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
備考	

別記様式第9号（第6条第2項関係）

審査会諮問通知書

北空水 第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

（印）

次の審査請求については、北空知広域水道企業団行政不服審査会に諮問したので、北空知広域水道企業団情報公開条例第 1 3 条第 3 項の規定によりお知らせします。